

関自保第 2 0 3 号
令和 5 年 1 2 月 4 日

一般社団法人
茨城県トラック協会会長 殿

関東運輸局 自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る一斉点検の実施について（依頼）

大型車の車輪脱落事故防止については、本年も「令和 5 年度緊急対策」として 10 月から令和 6 年 2 月末を重点的に取り組んでいるところですが、12 月 1 日、午後 3 時 50 分頃、青森県八戸自動車道下り線において、走行中の大型トラックから左後輪のタイヤが脱落し、道路保全工事を行っていた作業員に衝突、1 名が死亡、1 名が軽傷を負う事故が発生した。また、11 月 30 日、島根県の国道においても大型トラックから脱落したタイヤが歩行者に衝突し、当該歩行者が重傷を負う事故が発生しました。

本件事故については、事業者からの報告によると、ともに冬用タイヤ交換後間もなく発生したとの情報がございます。

つきましては、貴会会員のトラック運送事業者に対して、下記事項について保有車両の一斉点検を実施するとともに、改めてタイヤ脱着作業や当該作業に関する保守管理を適切に実施するように周知徹底をお願いいたします。

なお、物流・自動車局自動車整備課長より公益社団法人全日本トラック協会会長あて別添のとおり通知していることを申し添える。

記

- ホイール・ナットの緩みの確認（特に車輪脱落事故の多い左後輪については、ホイール・ナットの規定トルクによる締め付けの実施）
- ディスク・ホイール、ホイール・ボルト及びナットの錆や汚れ等の確認
- タイヤ脱着後、50～100 k m 走行後の増し締めの実施